

道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

○道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「道路整備費」とは、高速自動車国道及び一般国道並びに政令で定める都道府県道その他の道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業（これに密接に関連する環境対策事業その他の政令で定める事業を含む。以下「道路の整備に関する事業」という。）の実施に要する国が支弁する経費をいう。

○道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）（抄）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第二号及び第五号並びに第八十九条第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

25（略）

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。
2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。
3 （略）